

令和7年第3回安堵町議会定例会会議録
(2日目)

令和7年9月3日(水)開議
午前10時

1 応招議員 9名

1 番	松田 勝	2 番	近藤 晃一
3 番	森田 裕康	4 番	福井 保夫
5 番	浅野 勉	6 番	上林 勝美
7 番	山岡 敏	8 番	増井 敬史
9 番	森田 瞳		

2 出席議員 9名

3 欠席議員 なし

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	西本 安博	副 町 長	富井 文枝
教 育 長	久保 茂樹		
総 務 部 長	吉田 一弘	住 民 生 活 部 長	勝 井 顯
事 業 部 長	廣瀬 好郁	理 事	池田 佳永
教 育 次 長	溝本 貴宏	会 計 管 理 者	富士 青美
総 合 政 策 課 長	増田 篤人	安 全 安 心 課 長	吉田 貴史
税 務 課 長	藤岡 征章	住 民 課 長	吉田 彰宏
子ども家庭推進室課長	西田 淳二	健康福祉推進室課長	井上 育久

5 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長心得	吉岡 さとこ	議会事務局リーダー	吉田 裕一
----------	--------	-----------	-------

6 会議事件は次のとおりである。

日 程

第Ⅰ 一般質問

8番 増井 敬史 議員

- ① 窪田地区遊水地の工事完了時期について

4番 福井 保夫 議員

- ① 循環型農業について
- ② 平日における自主校外学習推進制度（ラーケーション制度）の導入について
- ③ 防犯カメラについて

5番 浅野 勉 議員

- ① 安全・安心の町づくりのため、防犯カメラの増設計画について
- ② 気象予測等の情報発信について
- ③ 生涯学習の拠点である町内施設の管理運営について

3番 森田 裕康 議員

- ① 洪水時の町道通行規制の見直しについて
- ② 小学校水泳授業の民間委託について

6番 上林 勝美 議員

- ① 福祉医療制度について
- ② こども誰でも通園制度について

開 会

午前 9時59分

議長（近藤晃一） おはようございます。

（「おはようございます」という声あり）

議長（近藤晃一） 定刻より若干早うございますけども、全員お揃いですので、会議を始めさせていただきます。

只今の出席議員は9名で、定足数に達しております。

定足数に達していますので、会議は成立しました。これから本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元の議事日程のとおりです。

日程第1「一般質問」を行います。

一般質問をする議員を申し上げます。8番 増井敬史議員、4番 福井保夫議員、5番 浅野勉議員、3番 森田裕康議員、6番 上林勝美議員、以上の5名です。

質問時間は答弁を含めて60分以内です。

8番 増井議員の一般質問を許します。

8番（増井敬史） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。増井議員。

（増井議員 登壇）

8番（増井敬史） おはようございます。議席番号8番 増井敬史です。議長にお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。今回は1点についてお伺いします。

「窪田地区遊水地の工事完了時期について」です。窪田地区遊水地の工事完了は、令和7年度末である令和8年3月末であると、これまでお聞きしていました。

現状、工事の進捗具合を見るにつけ、令和8年3月には完成するようには考えられ

ません。その点につき、どのようになっているのか、お伺いします。

議長（近藤晃一） それでは、「窪田地区遊水地の工事完了時期について」の答弁を求めます。

事業部長（廣瀬好郁） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。廣瀬事業部長。

（廣瀬事業部長 登壇）

事業部長（廣瀬好郁） おはようございます。事業部の廣瀬でございます。よろしくお願いいたします。それでは、増井議員の御質問にお答えいたします。

国土交通省 近畿地方整備局 大和川河川事務所に確認いたしましたところ、議員仰せのとおり、窪田地区の直轄遊水地については、当初、令和7年の完成を目指して工事が進められておりました。しかし、県に公表された国の事業計画によりますと、完成予定が令和9年となっておりまして、河川事務所にも確認したところ、正式な報告ではございませんが、2年遅れるということを聞き及んでおります。

工事が遅れる理由といたしましては、工事そのものも、当時計画より細かな工事内容の変更で遅延していること。そして、併せて遊水地本体の用地買収が完了しているものの、遊水地の周囲堤への取り付け道路部分の用地買収が令和7年度にずれ込んでいること。それに伴い、工事も遅延していること。出水時に遊水地内の掘削箇所内に水を取り入れる等、工事期間中においても、地元が懸念する内水対策を講じながら工事を進めていることから、掘削工程が遅延するなど、複合的な理由から遅延していると聞き及んでおります。

安堵町としましても、窪田地区遊水地は安堵町が懸念している内水については、遊水地が完成する前からでも取込可能と考えられることから、少しでも早く内水取込できるように国には働きかけていきたいと考えております。

以上でございます。

8番（増井敬史） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。増井議員。

8 番（増井敬史） 窪田地区の遊水地事業につきましては、安堵町といたしましても内水対策として大変重要な事業であると思っております。それが令和7年度末で完成ということが周知されていましたが、令和9年度末まで延びる、2年延びるということは大変重要なことであると思っております。

先ほどおっしゃっていましたが、国の事業計画が発表されたということなんですけど、いつ発表されているのでしょうか。

事業部長（廣瀬好郁） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。廣瀬事業部長。

事業部長（廣瀬好郁） 自席から失礼いたします。国の発表というか、奈良県とのやり取りの中では、令和7年2月というふうに伺っております。
以上でございます。

8 番（増井敬史） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。増井議員。

8 番（増井敬史） 2月になって、県に発表されてるということは、もう半年近く、5か月ほどになるということですので、その情報をですね、なぜそういうふうに県の方から情報を入手できなかったのでしょうか。

事業部長（廣瀬好郁） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。廣瀬部長。

事業部長（廣瀬好郁） その点につきましては、事業部として申し訳ございません。情報収集できなかったこと、申し訳ないと思っております。

8 番（増井敬史） はい。

議長（近藤晃一） はい。増井議員。

8 番（増井敬史） 先ほどおっしゃってありましたように、遊水地の周囲堤の道路の取り付け部分の用地買収が令和7年度になるということなんですけども、どういうふうに道路部分を買収するのか、またどの取り付け道路なのか説明をお願いいたします。

事業部長（廣瀬好郁） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。廣瀬事業部長。

事業部長（廣瀬好郁） その道路につきましては、事業当初においては安堵町の方で買収という、それで道路の工事という話で進んでおりましたけども、河川事務所の協力もいただきまして、河川事務所の方で土地も、道路の工事の方もさせていただきますということで、現在、遊水地と安堵中央公園の南側の町道安堵王寺線です、それを結ぶ道路の部分でございます。

以上でございます。

8 番（増井敬史） はい。

議長（近藤晃一） はい。増井議員。

8 番（増井敬史） いずれにせよ、そういう遊水地の件につきましては、大変、安堵町としましても重要な事業であると考えております。情報共有するというのが一番大切であると思いますので、国の直轄事業とは言えですね、安堵町の住民にとりまして大変、治水対策で重要な事業であると考えております。

そして、昨日ですね、9月2日に地元の説明会が、大和川河川事務所で説明会があったということで聞いておりますが、その内容については、どのように聞かれておりますでしょうか。

事業部長（廣瀬好郁） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。廣瀬部長。

事業部長（廣瀬好郁） 自席から失礼します。9月2日の現地説明会というのは、ちょっと私が確認漏れをしております、それも河川事務所の方へ確認いたしましたところ、奈良県議会の視察ということで、河川事務所の方からは伺っております。

ただ、その視察についても、県から何も、町の方へも報告がありませんし、河川事務所の方からも、申し訳ありません、ちょっと情報の方は入ってなかったというのが事実でございます。

以上でございます。

8番（増井敬史） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。増井議員。

8番（増井敬史） いずれにせよ、こういう大災害ですね、線状降水帯が発生したりとかいう時季でございますので、2年間延びるというのは大変、リスク的にも高いものがあると思います。

ですので、大和川河川事務所からですね、これまでの経緯と、これからの工事予定についてですね、説明に来ていただきたいと思いますが、その点については、いかがでしょうか。

事業部長（廣瀬好郁） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。廣瀬事業部長。

事業部長（廣瀬好郁） その御意見に対しましては、河川事務所の方へ依頼して、また説明の機会を設けさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

8番（増井敬史） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。増井議員。

8番（増井敬史） 是非、早急にですね、説明に来ていただきたいと思います。

9番（森田 瞳） はい。

議長（近藤晃一） はい。森田瞳議員。

9 番（森田 瞳） 今、その辺のこの内容を詳しく聞かせていただきました。増井議員の説明の中で、非常に緩い指摘をされとったようですけども、増井議員の、この一般質問をやろうということになって、行政側に問い質して本会の質問内容を事業課へ提示した。その段階では延長になることはまだ存じてなかったんやろ。増井議員が説明しなかったら、まだ未だにわからへんねん。2年間延びること自体が。

だから、町自体がなめられとるねんや。河川事務所から。気付いたら、先般我々議員全員がもって、いつになるやわからん、そして、底地の対策をどうしようかなというようなことで、川西町の方の今現状を見に、視察に行きました。その時に、河川事務所の所長も、副所長も来ておる中で、我々議会に対してもいっこくの説明も、なかった。だから町が、要するに放っとかされとる。そういう現状はですね、やっぱり部長として、しっかり認識をしてもうて、一日でも早く説明会に来ていただきたいということを私、関連的に申し上げて、私の質問を終わります。

議長（近藤晃一） はい。ありがとうございます。議長としても同意見でございます。やはり町民の財産・生命を守ると。そのために造られてる遊水地ですので、それが2年間も遅れるということが、地元に対して何の説明もないと。そして、それに対して合理的な、納得もいかないと。こういうところで物事が進んでるわけですから、これは、しっかりと国に対して説明を求めるという態度で対応いただきたいというふうに思いますので、これを加えてお願いをしておきます。

1 番（松田 勝） はい、議長。関連で。

議長（近藤晃一） はい。関連で。松田勝議員。

1 番（松田 勝） 時間取ってすみません。先ほどの答弁いろいろ聞いておるとですね、要は県からも国からも連絡がなかったから、わからなかった。で終わってるんですね、実際。今日の場合は。それではダメだと思うんですよ。要は、町として県なり国に、どういうアプローチをしていくんかということを決めてですね、例を挙げれば、月1回は県なり国に、どうなってるんやという問いかけをした上でね、やっぱり進めていかないと、同じことの繰り返しが今後もされる可能性が大きいんです、要は。

国と県は、そういうふうにはかかってないから、今後も一応、安堵町じゃなくて、国から県に言うといったら、とりあえずええというような状態になりかねないんで、町としてどうアプローチしていくかというのをね、やはり決めていかないと。ただ単に、連絡なかったから、わかりませんでした。の繰り返しに今後になっていくというふうに思いますんで、その辺の考え方だけちょっとお願いできたら。

事業部長（廣瀬好郁） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。廣瀬事業部長。

事業部長（廣瀬好郁） その件につきましても、事業部と河川事務所の方で、毎月、工程会議を行うのか、2か月に1回になるのかというので、定期的な工程管理をできるような形で河川事務所の方には要望していこうと思っていますので、よろしくお願いいたします。

議長（近藤晃一） はい。今、いろいろ意見がございました。それらにつきまして、事業部の方としましても、今おっしゃったように、ちゃんと国と対応していきたいということでございますので、本質問については、これで終了ということではよろしいでしょうか。

8番（増井敬史） はい。以上で質問を終わります。

議長（近藤晃一） はい。

議長（近藤晃一） それでは、次に4番 福井議員の一般質問を許します。

4番（福井保夫） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。福井議員。

（福井議員 登壇）

4 番（福井保夫） おはようございます。4 番 福井です。

まず 1 番目に、「循環型農業について」1 月 31 日に、東京都東久留米市の奈良山園へ循環型農業の視察に行きました。今後、安堵町でも実施するのか、しないのか伺います。また、実施するとしたら、今後の計画について伺います。

2 番目に、「平日における自主校外学習推進制度（ラーケーション制度）の導入について」香芝市の小・中学校で、9 月からラーケーション制度を導入した。目的は、保護者の働き方が多様化し、休日に子どもと過ごすことが困難な家庭が増えていることへの対応や、博物館・美術館などの施設が混雑する休日を利用して利用できる機会を確保し、自主的な校外学習を促進することである。安堵小・中学校でも実施してみてもどうか伺います。

3 番目に「防犯カメラについて」斑鳩町等で、防犯カメラ設置に補助金を出している。町内では、まだ防犯カメラが少ないと思われる。安堵町でも実施してみてもどうか伺います。

以上 3 点です。よろしくお願いします。

議長（近藤晃一） それでは、はじめに「循環型農業について」の答弁を求めます。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。西本町長。

（西本町長 登壇）

町長（西本安博） それでは、福井議員の御質問にお答えをしたいと思います。

循環型農業ということで、今年の 1 月に、東久留米市の奈良山園へ視察研修に行きました。私も同行しております。奈良山園そのものは、この循環型農業をいわゆる個人の地主、農業者が考えてやっておられるということでございます。

土づくりに力を入れ、それで、まずは作物を作っておられるということでございます。いろいろと、自分とこで出てくるもの以外にも、周りからも、いろんなそういう土づくりの材料、提供を受けて有機栽培に取り組んでおられるということで、非常に、稲作やなしに畑作で、非常にいいことをやっておられるなということは、肌で感じたところでございます。

いわゆる、まずは土づくりからということが、物凄く印象に残っております。安堵町といたしましても、今後の農業の在り方、方向性、これは、やはり同じものであると考えておりますので、今後このことについては具体化していきたい、このように考えているところでございます。そのためには、いろいろ研究等も、やっていくべきでございます。

まず、肥料作りについては、いわゆる生ごみを材料にして肥料作りをするということです。これは、生ごみの減量化にも役立つということでございますので、近隣自治体で導入したと聞いております、生ごみ処理機をまず購入し、それで今後、調査等を行い、家庭用の生ごみ処理機の購入費用の補助金制度等の創設、生ごみ処理機で作った肥料を利用することを考えております。

肥料の実用化に向けては、段階的に、これは取り組んでいかなければならないと思います。少し、これについては研究する期間もいただきたい、このようにも考えております。

さらに、実施主体の選定等もあります。向こうは、もう個人の地主が自分の考えでやっておられるということですが、果たして安堵町が同じようにできるのか。あるいは、どういう組織等を作っていったって、動いていくのか。このようなことも見極める必要もございますので、少し研究の期間もいただきたい、このようにも考えているところでございます。

繰り返し申し上げますが、やはり今後実施していきたい、このようにも考えておりますので、議員の皆様方の御指導御協力も、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

以上でございます。

4 番（福井保夫） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。福井議員。

4 番（福井保夫） 視察に行きまして、草とか葉っぱとか、いろんな物を利用して土づくりをしていくと。ほんまにいいことと思います。狭い町ですんで、すぐ畑等、どこの家には、こういうものがあるとか。一つ山越してというようなことではないので。

本当に、やる気さえあれば、ほんまにいいことだと思うんですけど、現状の私の家の近くの、かしの木台農園ですか。あそこでは逆のことを今しています。土の上にシートを被せて、草を生えさせないような。もう何年もはっきり言ってなります。

そういう状況の中で、果たして本当に、最初スタートちょっとして放ったらかしというようなことではもう何の意味もないので、町として、町が本当主体となってるのであれば、私はいいことだと思います。

とにかく、あそこの、かしの木台農園の中の草もシートの、猛暑なのか今年は凄いシートの中から草が、どんどん生えてきているような状況です。いろんな、本当にいつも嫌みで言うようになるんですけど、草の研究しとるのかと。ああいう状況を見た時に、本当にしていいのかと。後々、尻切れトンボみたいな感じで。だったら、しない方が、私は、ましやと思います。

まず、あそこの草と土と、まず土を復活させるぐらいのことができんようでしたら、この事業も、もうせん方がいいのかなというような気もします。

そやから、ほんまにやるんであれば、真剣に取り組んでいただければ、本当、町の売りというか、何かで、安堵町ではもう本当、畑、皆が野菜を植えて、独力でいいものを育ててますよというようなことが、すぐ浸透するでしょうし、いいものになっていくと思うんですが。町長、本当真剣にやる考えがあるんでしたら賛成しますけど。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。西本町長。

町長（西本安博） いろいろと、ちょっとやはり越えていかなければならない場面もあると思います。私も、奈良山園へ行きまして、これはいいなと思いまして、自分とこの畑には、今までもやっておりましたが、野菜のむいたカスとか、スイカの食べた後とか、いろいろ自分とこの畑にそれをまき、あるいはミカンの下にまいたりして、土づくりをやっております。これは大事なことだと思うので、まずは小規模ながら、自分のこともやっております。

議員さんの中には、畑をやっておられる方は、同じようなことをされているということも聞き及んでおります。

ですから、これは大事なことだと思いますんで、徐々にではございますが、進めていきたい。このように思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

4 番（福井保夫） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。福井議員。

4 番（福井保夫） 前向きに、いいことは本当、やってほしいと思います。本当、シートのところから草が生えてくる。あれを見たら、違う意味で、ちょっとやる気が出るというか、頑張らなあかんという。こんな状況でも草が生えてくるんやという。

部長も理事も状況もう見てると思いますんで、その辺をちょっと、あの使い方をまた考えてください。

この質問は、これで終わります。

議長（近藤晃一） それでは、次に「平日における自主校外学習推進制度（ラーケーション制度）の導入について」の答弁を求めます。

教育次長（溝本貴宏） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。溝本教育次長。

（溝本教育次長 登壇）

教育次長（溝本貴宏） 改めまして、おはようございます。教育委員会の溝本でございます。福井議員の御質問にお答えします。

ラーケーションとは、ラーニング（学習）と、バケーション（休暇）を組み合わせた、愛知県初の新しい学び方、休み方で、令和5年度第2学期から愛知県で、ラーケーションの日として始まった制度でございます。

香芝市は、令和7年5月26日に報道発表され、香芝市立小・中学校において、令和7年9月1日、令和7年度第2学期開始日から、平日の児童及び生徒が保護者とともに、自主的に校外で学習活動に取り組むことを推進し、当該学習活動に取り組むことで、登校することができなかった場合でも、遅刻または欠席扱いとしないこととする平日における自主校外学習推進制度、ラーケーション制度を導入されます。

導入の経緯につきましては、保護者の働き方が多様化し、休日に子どもと過ごすことが困難な家庭が増えていることへの対応の必要性や、博物館・美術館その他の施設が混雑する休日を避けて利用することができる機会を確保して、自主的な校外学習への動機付けを行うことの有効性について確認されております。

内容といたしましては、あらかじめ校長が指定した除外日、学校活動としての遠足・校外学習・運動会・卒業式・その他、学校行事が行われる日、等でございます。を除

き、1年度当たり最大5日、令和7年度におきましては3日間の自主校外学習日、ラーケーションを取得することができるものとして、当該日は出席停止として扱うものでございます。

対象となる活動内容につきましては、一つ目といたしまして、博物館や美術館の見学。二つ目、自然体験や地域探訪。三つ目、職場見学やボランティア活動。四つ目、調べ学習やレポートの作成。五つ目、その他、当該児童または生徒にとって有意義な学習につながる活動となっております。

令和5年度より愛知県で導入された、これまでの取組で、家庭で過ごす時間が増える。平日における観光業が活性化する等のよい面がある一方で、課題といたしまして、ラーケーションは平日に学校を休む制度なので、取得した日の受けられなかった授業の内容につきましては、家庭で学習する必要がある、学習の遅れ、また取得した児童生徒に対し、自習で補うことが不十分となる場合には、教職員による指導が必要となり、負担も増えることとなります。

また、児童生徒一人ひとりの家庭環境が違い、ラーケーションを取得できる家庭、できない家庭、保護者が休みを取りにくい家庭があり、各家庭の様子が多少なりとも、わかってしまうことも課題だと考えられます。

今後、香芝市の導入後の状況や他団体での導入状況、課題等について注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

4番（福井保夫） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。福井議員。

4番（福井保夫） 時代は、どんどん変わってます。以前、私らの頃でしたら、こんなことは考えられませんでした。安堵町でも中学校給食、ちょうど私が議員になった頃、中学校給食、当時の田中議員が力を入れてました。それで、また反対する議員の人もおられました。愛情弁当が一番やろと。それで、私の地元の、かしの木台の子ども会のお母さん方が、ちょっと福井さん、あれ、中学校給食進めてよと言うから、自分らで署名して、それを町長のところに持っていったことがありました。

もう、どんどん時代は変わっていきます。昨年も、中学校自転車通学の、教育長にアンケートをとっても、歩いていくのが教育ですというような啖呵を切られて、もうそこでスパーンと切ってしまうような感覚。もう時代は、本当さっきも言いましたけ

ど、変わっていったいます。

やはり子どもたちに、ちょっとでもいいことであれば、どんどん検証し、またね、よそのを参考にして、進めていってもらいたいと思います。

教育長も代わられ、次長も併せて。いろんな意味で、ちょっと香芝市の動向をちょっと見て、検討していただきたいと思います。

以上です。

議長（近藤晃一） はい。それでは、次に「防犯カメラについて」の答弁を求めます。

総務部長（吉田一弘） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。吉田総務部長。

（吉田総務部長 登壇）

総務部長（吉田一弘） 改めまして、総務部の吉田です。それでは、福井議員の質問にお答えします。

防犯カメラについて、議員仰せのとおり、生駒郡内の斑鳩町・三郷町・平群町におきましては、自治会が防犯カメラを設置する際の補助制度がございます。いずれの団体も、自治会が防犯カメラを設置する際の関係経費に対して、自治会に補助を交付するというものになっております。

補助額に関しましては、補助対象経費の2分の1を補助するものとしており、上限額が1団体につき年間、斑鳩町で20万円、三郷町では25万円、平群町では10万円というふうになっております。

本町につきましては、同様の補助制度は現在未整備でございますが、平成30年度から令和2年度にかけまして、3年間で町内の主要道路や通学路10か所に、町が防犯カメラを設置いたしました。

設置にあたりまして、設置箇所検討会議を開催して、関係機関から意見をいただき、設置箇所を厳選した上で、交通安全や防犯の視点から重要と考えられる箇所に設置しているところでございます。

また、この10か所以外にも、公共施設7か所にも防犯カメラを設置しておりまして、併せて住民の安全安心を図っているところでです。

さらに、より安全安心な町を目指すには、町設置の防犯カメラに加えまして、自治会

等で、地域で必要な箇所に防犯カメラを設置していただくということも有効な手段の一つであると考えられますので、自治会主体の防犯カメラ設置を促進していくために、近隣町の事例等を参考としながら、当町におきましても同様の補助制度の構築に向けて検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

4 番（福井保夫） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。福井議員。

4 番（福井保夫） この制度のことは、町内の自治会の若い世代の人が、ちょうど斑鳩町でやってますよということを聞き、知りました。それで、吉田安全安心課長の方に聞き、結構金額がかかりますよと。それで、ずっともつわけでもないで、いろんな意味で経費がかかりますと。と言ってもね、生駒郡でも他の 3 町がやってるということで、安堵町も検討して欲しいなというような話からちょっと始まって、一般質問させてもらいました。

まず制度をね、作っていただいて、各自治会ですからね、個人じゃないんで、自治会が一つでも二つでも付けてくれたら、またそれも助かるのかなという気がします。

だから、まずね、来年。早くても来年度からと思いますんで、してもらって、それをまた各自治会の方にお知らせして、それで 1 基でも 2 基でも付けてもらえればと思います。

事情は、いろいろ吉田課長の方から聞き、かなり、いいものは高額ですよと。それで、10 年ぐらいになったら、どんどんまた変えていかなあかと。10 年も、もない物もあるというようなことも聞きましたんで、まず制度を作っていただき、各自治会も余裕があるところでしたらね、付けてくれるかもしれません。

いつも言いますが、他町がやって安堵町にないという、その辺がちょっと一つ、一番の今回のこの件に関しては思いましたんで、制度をまず作っていただくことをお願いして、一般質問を終わります。

以上です。

議長（近藤晃一） これで福井議員の一般質問を終わります。

議長（近藤晃一） 次に、5番 浅野議員の一般質問を許します。

5番（浅野 勉） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。浅野議員。

（浅野議員 登壇）

5番（浅野 勉） 議席番号5番 浅野です。本日は3項目について質問をします。

質問事項「1. 安全・安心の町づくりのため、防犯カメラの増設計画について」町内には、防犯カメラが数か所設置されていますが、台数不足により、過去に発生した犯罪事案の際に、追跡調査ができないという状況が検証されました。安全・安心の町づくりのため、今後の防犯カメラの増設計画について伺います。

「2. 気象予測等の情報発信について」最近の急激な気象の変化等を住民に発信する方策について伺います。

「3. 生涯学習の拠点である町内施設の管理運営について」生涯学習の拠点であった中央体育館、トーク安堵カルチャーセンターが管理運営となることを議決し、現在に至っています。住民の生涯学習の拠点として、各種団体の事業運営について工夫がされていると考えます。施設使用状況の現状と今後の運営について改善策等をお伺いします。

以上。

議長（近藤晃一） それでは、はじめに「1. 安全・安心の町づくりのため、防犯カメラの増設計画について」これについての答弁を求めます。

総務部長（吉田一弘） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。吉田総務部長。

（吉田総務部長 登壇）

総務部長（吉田一弘） それでは、浅野議員の質問にお答えいたします。

まず、議員の質問要旨の中で、防犯カメラの台数不足によって犯罪事案の追跡調査ができないという状況が検証されたと、こういう御指摘がございましたが、西和警察署に確認いたしますと、犯罪捜査において防犯カメラは大いに貢献するものですが、捜査の一環として使用するツールの一つであり、その台数不足が犯罪事案の際の追跡調査の支障に結びつくということはないとの見解を得ております。

先ほど、福井議員の一般質問において答弁をさせていただいたところですが、町内に防犯カメラを１０か所設置しており、この他にも公共施設に７か所の防犯カメラを設置しております。その甲斐ありまして、平成３０年度の設置以降、安堵町の犯罪認知件数は、平成３０年度は３０件あったものが、元年度には２６件、令和２年度には２３件、令和３年度は１６件、令和４年度は１９件、令和５年度１８件、令和６年度２３件と、おおむね減少傾向になっており、一定の効果があったものと認識しております。

また、生駒郡３町が、それぞれ設置している防犯カメラの、これは町が設置してる台数ですが、これを鑑みますと、面積あるいは人口規模等で比較しますと、この１０か所という台数は決して少ない数字ではないというふうに認識しておりますが、一方で、さらに安全安心な町を目指して、議員が仰せられる、増設が必要であるという御指摘も十分に理解をしておるところでございます。

現在、設置してます１０か所の防犯カメラにつきましては、近い将来、機器の更新時期を迎えることとなるために、その際には現在の設置箇所の再検討も必要であり、併せて増設の必要性も検討してまいりたいというふうに考えております。

さらに、福井議員の質問に答弁させていただいた、自治会の防犯カメラ設置に対する補助制度の検討も併せまして、町全体の防犯体制の強化を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

５番（浅野 勉） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。浅野議員。

５番（浅野 勉） 町内の防犯カメラの設置台数と、平成３０年度から犯罪認知件数の経過について説明をいただきました。私も町の防犯推進協議会委員として、定例会議の際に西和署員から、安堵町は犯罪の少ない町であるという報告を受けております。町内の防犯カメラが犯罪防止にも貢献していると言えます。

犯罪認知件数は20数件でほぼ横並びに推移をしている状況です。最近、不審者やストーカー行為という事件が全国的に大きく報道されています。住宅地の衆人環視、これは人の目のある地域では、犯罪は少ないと思われます。

しかし、夜間、人通りの少ない町はずれ地域の歩行には、不安を感じる人も多いと思われます。その防犯カメラですけれども、私自身も地域を見回しまして、一応地図に落としました。でも、まだもう少しあった場所も、あった方がいいかなということも今、感じております。

そして、先ほど福井議員の方の質問がありましたように、自治会という形で、それも過日、防犯推進協議会で、こういう冊子の紹介をさせていただきました。この冊子、また区長会でも丁寧に説明をしていただいて、こういう予算で、こういうふうな安いレンタルです、これは。ということで、また吉田部長の方から、そういうことにも使っていただき、住民の情報を広げていただくようにしていただいたらありがたいかなと思っております。

それから2点目ですけれども、生駒郡内の設置状況について説明をお願いいたします。

総務部長（吉田一弘） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。吉田部長。

総務部長（吉田一弘） 自席から失礼いたします。先ほどの答弁の中で、生駒郡内の他の3町のカメラの設置台数なんですけれども、斑鳩町が37か所、三郷町が35か所、平群町が21か所、これが町が設置されている防犯カメラの台数ということでございます。

以上でございます。

5番（浅野 勉） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。浅野議員。

5番（浅野 勉） 郡内各町には地域性もあり、設置の目的も多様性があると思います。安堵町も防犯推進協議会と協議を重ねていかれることをお願いし、1番目の質問を終わります。

議長（近藤晃一） 次に、「２．気象予測等の情報発信について」の答弁を求めます。

総務部長（吉田一弘） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。吉田総務部長。

（吉田総務部長 登壇）

総務部長（吉田一弘） それでは、浅野議員の質問にお答えをさせていただきます。

当町では、気象の変化等を住民の皆様に応信するものとして、緊急事態や災害発生時に、気象庁が発令する、地震や気象警報発令、雷注意報、竜巻注意報などを住民の皆様に対して迅速に、またリアルタイムな情報を伝達するために、えーまち安堵安心メールサービスと連携させており、住民に向け一斉発信をしているところでございます。

以上でございます。

５番（浅野 勉） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。浅野議員。

５番（浅野 勉） 最近の異常気象の中で、熱中症警戒情報について伺います。

総務部長（吉田一弘） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。吉田部長。

総務部長（吉田一弘） 自席から失礼いたします。熱中症につきましては、熱中症の警戒アラートというものが発令されますけれども、そちらの方につきましては、環境省のホームページ等で発信されております。

町からそれを発信するということは、しておりませんで、住民の皆さんがテレビ・ラジオ等から情報を得て、また、インターネットで環境省のホームページ等で情報を得ていただくというような仕組みとなっております。

以上でございます。

5 番（浅野 勉） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。浅野議員。

5 番（浅野 勉） 安堵町は地域柄、西名阪国道が東西に横断する町です。光化学スモッグ情報についてお伺いいたします。

総務部長（吉田一弘） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。吉田部長。

総務部長（吉田一弘） 光化学スモッグの注意報についてなんですけれども、県の環境対策の部署から、安堵町の環境対策の部署である住民課の方に、注意報が流れた時にファクスが入るような仕組みになっております。

住民課の方から、小学校・中学校、また、こども園の方に情報共有をさせていただいております。

住民の方に、この情報を発信する手だてというのは、今のところしておりません。以上でございます。

5 番（浅野 勉） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。浅野議員。

5 番（浅野 勉） 現在、大陸方面から我が国に流入するPM2.5発生状況について、お伺いいたします。

総務部長（吉田一弘） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。吉田総務部長。

総務部長（吉田一弘） PM2.5につきましても、奈良県の方で情報発信がされております。その大気汚染情報等をホームページ等で情報収集していただくというような仕組

みになっておりまして、町の方から積極的な情報発信をしているわけではございません。

以上でございます。

5 番（浅野 勉） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。浅野議員。

5 番（浅野 勉） 今、紹介いたしました光化学スモッグ、そしてまたPM2.5の件なんですけども、学校保健法に有害物質という形で、情報発信に努めるようにということがあります。

多分、屋外で活動中の児童生徒に情報発信等は必要かなというふうなところを考えておりますので、もしその関係、気象関係、また環境関係等につきましては、町の行政組織の中でいろいろ担当区分があるようです。お互い、住民を守る情報を行政総体で発信されるようお願いをいたしまして、この2番目の質問を終わります。

議長（近藤晃一） はい。それでは、「3. 生涯学習の拠点である町内施設の管理運営について」答弁を求めます。

教育次長（溝本貴宏） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。溝本教育次長。

（溝本教育次長 登壇）

教育次長（溝本貴宏） 浅野議員の御質問にお答えいたします。令和7年4月より、安堵中央公園体育館及びトーク安堵カルチャーセンターにおいて、施設の開館及び閉館、施設使用の受付業務、利用者対応等につきまして、施設管理業務委託を締結しております。

社会体育事業につきましては、安堵町教育委員会主催の教室や安堵町スポーツ協会主催の各種大会の受付につきましては、昨年度と同様、安堵中央公園体育館の窓口で受付をさせていただいております。

また、社会教育事業の生涯学習講座の受付につきましても、トーク安堵カルチャー

センターの窓口で受け付けさせていただきまして、町民の皆様に御不便のないように努めております。

社会体育及び生涯学習の令和7年度の登録クラブ数につきましては、社会体育登録クラブ19団体、生涯学習登録クラブ13団体となっております。

令和7年4月から7月までの4か月間の利用人数でございますが、体育施設、中央公園体育館・多目的広場・テニスコートを含めまして、延べ6,744人、トレーニングルームにつきましては、延べ983人、トーク安堵カルチャーセンターにつきましては、延べ1,790人でございます。

以上でございます。

5番（浅野 勉） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。浅野議員。

5番（浅野 勉） 今年4月からの使用状況につきまして、詳細な報告を確認いたしました。

令和7年度の社会教育事業である、社会体育登録クラブが19団体あり、体育施設、中央公園体育館・多目的広場・テニスコート使用者は、延べ6,744人。トレーニングルームは、延べ983人。また、生涯学習登録クラブが13団体あり、トーク安堵カルチャーセンター使用者は、延べ1,790人という実績がございます。

安堵町の多くの住民の方々が、生涯体育、生涯学習に積極的に活動されていることがよくわかりました。

次に、質問いたします。施設管理について、各種の点検等への対応は、どのように実施されているかお伺いします。

教育次長（溝本貴宏） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。溝本教育次長。

教育次長（溝本貴宏） 自席より失礼いたします。各施設の点検等につきましては、中央公園体育館及びトーク安堵カルチャーセンターにつきましては、エレベーター・空調設備・消防設備・自動ドア等々の各種点検につきましては、簡易なものの立ち合い点検につきましては、施設管理業務委託契約の中に含まれておりまして、立ち会い及び確認を含んでおります。

また、立ち会い及び確認が必要なものにつきましては、職員が立ち会いをし、確認しております。

以上でございます。

5 番（浅野 勉） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。浅野議員。

5 番（浅野 勉） 只今、施設管理について報告をいただきました。特に私が感じますのは、消防設備、自家発電機の活用については、防災上の要件を大きく含みますので、教育委員会の担当者が運用できるように、よろしくお願いしたいと思っております。

今、生涯学習について、随分と詳しく説明をいただきました。社会教育の目的は、地域教育力を高めることです。三つの要素は、人・箱・事業ということです。

議長にお願いいたします。今後とも、まちづくりの推進のため、議員団として、住民の信頼関係に基づく社会教育推進について、全員協議会や勉強会の開催を提案いたしたく思います。

よろしくお願いいたします。

議長（近藤晃一） 浅野議員、今おっしゃった勉強会開催、これは結構なことだと思いますし、皆さんにお諮りしますけども、今、御発言のあった中では施設の管理ですね、について、消防施設であるとか、エレベーター施設であるとか、そういう管理に対しての勉強会ということですか。それとも、施設そのものの運営管理ですか。その辺の争点が非常に曖昧でわかりにくいんですけど。

5 番（浅野 勉） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。浅野議員。

5 番（浅野 勉） 先ほど、施設管理のところは、消防設備とか、そういう自家発電の活用について、教育委員会の担当者が活用できるようにという願いをして、そこで三つ目の質問は終わっております。

あとは、私の提言で、社会教育の方策について述べたんです。その件も含んでいただいて。

議長（近藤晃一）　ということはね、今後、議員勉強会として取り上げるのは、ハード面ではなしに、ソフト面のことをおっしゃってるわけですね。そういうことですね。

5 番（浅野 勉）　はい。

議長（近藤晃一）　今、浅野議員から提案がございました施設等について、運営について、いわゆる利用者との関係ですね。そういうことについて、議員の中で勉強会を開こうという提案ですが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一）　異議なしと認めます。

それでは、また勉強会を開催して、いろいろ行政側と検討していきたいというふうに思いますので、よろしくお願い申し上げます。

5 番（浅野 勉）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。浅野議員。

5 番（浅野 勉）　以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（近藤晃一）　はい。これで浅野議員の一般質問を終わります。

只今 11 時です。11 時 15 分まで暫時休憩といたします。

休 憩（午前 11 時 00 分）

再 開（午前 11 時 15 分）

議長（近藤晃一） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、3番 森田裕康議員の一般質問を許します。

3番（森田裕康） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。森田裕康議員。

（森田議員 登壇）

3番（森田裕康） 議席番号3番 森田裕康です。通告に従いまして一般質問を行います。

「洪水時の町道通行規制の見直しについて」町道が浸水すると、道路は通行止めとなります。一昨年は、通行禁止の措置が遅れた農道で軽四自動車が水没し、昨年は、通行禁止の交差点の道が狭く、Uターンするのに時間がかかるとの声を聞きました。

以前、通行止め交差点には番号を付し、通行止め措置を即時に行っていました。

道路浸水時、道路管理者として町民の安全と安心を守り、交通の円滑化を図るための方策について伺います。

次に、「小学校水泳授業の民間委託について」水泳授業は、速く泳ぐ運動を通して、全身の持久力や身体の調整力を身につけ、水の危険から身を守るため必要です。

事故を防止し、教師の指導、清掃などの業務を軽減するため、専門のインストラクターが必要です。

また将来、老朽化による維持管理費の増加に対応するため、民間プールの使用に移行する必要があると考えます。

今後の水泳指導及びプールの維持管理について伺います。

議長（近藤晃一） それでは、はじめに「洪水時の町道通行規制の見直しについて」答弁を求めます。

総務部長（吉田一弘） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。吉田総務部長。

(吉田総務部長 登壇)

総務部長（吉田一弘） それでは、森田裕康議員の質問にお答えさせていただきます。

道路浸水時の通行止めについては、できるだけ迅速に対処するために、通行止めが必要と想定される交差点に番号を付して、職員間で場所の共有認識をやすくし、対応にあたっているところでございます。

通行止めをするタイミングと言いますのは、その時々状況判断となりますけれども、御指摘のように、通行止めを想定する交差点について、Ｕターンや、また迂回のしやすさ、そのようなことに考慮して、適時、見直しをする必要があるというふうに考えております。

洪水発生時には、河川の状況また道路浸水の状況、これらを正確な情報収集に努めまして、必要に応じて通行止めの的確な判断ができるように努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

3 番（森田裕康） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。森田裕康議員。

3 番（森田裕康） ポイントを付した箇所は何か所あるか。また通行止めの標識の数。それを抑えるための土のうの数。現在の保管数を教えていただきたいと思います。

総務部長（吉田一弘） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。吉田総務部長。

総務部長（吉田一弘） すみません、詳細について、安全安心課長の方からお答えさせていただいてもよろしいでしょうか。

3 番（森田裕康） はい。

安全安心課長（吉田貴史） はい。

議長（近藤晃一） はい。吉田安全安心課長。

安全安心課長（吉田貴史） 自席より失礼します。安全安心課の吉田でございます。森田裕康議員の質問なのですが、道路上に番号を付した箇所は全部で26か所、現在。以前は16か所の分を見直して26か所に増やしております。

また、通行止めの看板に関しましては、26枚。土のうに関しましては、300袋、土のうの袋も、追加で対応できるように1,200ぐらい持っております。

以上でございます。

3番（森田裕康） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。森田裕康議員。

3番（森田裕康） ポイントの場所ですねんけども、私が見たところによると、イシメンの南側道路の西側入口、そして柿の里から1本目の、西に1本目の農道ですが、これが南に行く所、これについて番号を付してないんですけども、これから先、これについて番号を付して、優先的に通行止めしていただきたいと思います。

と言いますのは、Uターンが狭かったのは、イシメンの南側道路の東側の交差点。そして、車両が水没したのは、今、言いました柿の里から西側の1本目の農道です。これが、通行止めの措置がしてないことで、車両が水没しました。幸いに運転手は生存しておりましたので、警察に引き継いで役場にも連絡したところであります。

それで、そのポイント。これから、そこについて番号を付していただけるのか、否か。ちょっとお答えいただきたいと思います。

総務部長（吉田一弘） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。吉田総務部長。

総務部長（吉田一弘） 先ほども答弁させていただきましたように、適時、見直しをしてまいりたいというふうに考えておりますので、その見直しについて、箇所を増やす、あるいはまた場所を変える、この辺の見直しをさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

3 番（森田裕康） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。森田裕康議員。

3 番（森田裕康） 災害は、いつ起こるかわからないというのは、もう皆さん御存知のとおりですが、準備、常に通行止めの標識、土のう等ですが、余計なことになりますが、先日、盆踊り大会があった時に、防犯の方で青色パトロール出発式と言って町内を回っていただきましたけど、2 台のうち 1 台の青色パトランプが、球切れて光ってませんでした。

やっぱり、そういうことを町民がやっぱり見てるんですよ。ですから、準備を怠ることなく、やはり住民の安全安心な生活及び交通の円滑化を図っていただきたいと思っています。

それで、この質問は終わります。

議長（近藤晃一） はい。それでは、次に「小学校水泳授業の民間委託について」の答弁を求めます。

教育次長（溝本貴宏） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。溝本教育次長。

（溝本教育次長 登壇）

教育次長（溝本貴宏） 森田裕康議員の質問にお答えさせていただきます。

令和 7 年度の小学校の水泳授業につきましては、各学年 2 時間の授業を約 4 回実施し、1 学期に 8 時間程度の授業を行い、教職員が複数名で事故防止のため、監視業務を行っております。

また、6 年生に対しまして着衣水泳、着衣水泳とは、衣服を身に着けたまま水に浮いたり移動したりする方法で、水難事故から身を守るための技術でございます。を実施しております。

専門的な知識を持ったインストラクターに指導していただくことは、児童の能力に応じた正確かつ質の高い泳法を学習でき、泳力の向上につながると考えられます。ま

た民間委託した場合につきましては、専門指導者による効果的な指導が受けられるメリットがありますが、反面、2時間の授業を実施するのに、移動時間や着替える時間等を含めると、約4時間程度かかるため、年間授業時間の確保にも影響が出ると考えられるため、現段階におきましては、小学校のプールにおきまして大きな改修計画もなく、現在のところ、民間委託については考えておりません。

しかしながら、議員仰せのとおり、この数年間で学校プールを取り巻く状況は大きく変化しております。施設の老朽化や、指導教員の負担、熱中症への警戒等の安全管理など、水泳の実技授業を廃止し、座学に切り替えた学校もございます。

本町におきましても、今後、施設の老朽化が考えられますので、水泳授業のあり方につきましては、国の学習指導要領及び他団体の実施状況等について、注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

3 番（森田裕康） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。森田裕康議員。

3 番（森田裕康） 複数名による、安全を考慮した授業をしている。そして、現在のところ民間委託については考えてない。時間とか、そういう制約もありますので、仕方ないと思います。

そして、今おっしゃったように座学。本来、水泳は実技ですけども、座学も視野に入れておられるということで、今後やはり老朽化や気象変動によって、いろいろな対応は必要かと思えますけども、その都度、学校側として、教育委員会として、対応していただきたいと思えます。

子どもらの安全安心、もうとにかく、事故のないようにしていただくということが一番大事ですので、これからも、教職員合わせて事故防止に努めていただきたいと思います。

これで、私の質問は終わります。

議長（近藤晃一） はい。以上で森田裕康議員の一般質問を終了します。

議長（近藤晃一） 次に、6番 上林議員の一般質問を許します。

6番（上林勝美） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。上林議員。

（上林議員 登壇）

6番（上林勝美） 議席番号6番 上林です。一般質問を議長のお許しを得ましたので、させていただきます。

「1. 福祉医療制度について」令和5年4月から安堵町は「子ども医療費助成」について対象年齢を中学生から高校生世代にまで拡大し、さらに令和6年8月からは、さらなる負担軽減を図るため、低額の窓口負担で済む「現物給付方式」の対象年齢を未就学児から高校生世代にまで拡大しています。保護者から、非常に助かっていると聞いております。

そこで、さらなる改善策について伺います。①一部負担金（通院500円、入院1,000円）の廃止または引き下げについて。②所得制限の撤廃について。（心身障害者福祉医療・重度心身障害者福祉医療、ひとり親家庭）

「2. こども誰でも通園制度について」 こども誰でも通園制度は、保護者の就労要件を問わず、時間単位で柔軟に保育園等を利用できる新たな通園制度で、令和8年度から全自治体で実施することとされております。

しかしながら、当町では待機児童が出ている中、保育教諭の配置の問題もあり、どのように計画していくのか伺います。

議長（近藤晃一） それでは、はじめに「1. 福祉医療制度について」の答弁を求めます。

住民生活部長（勝井 顯） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。勝井住民生活部長。

（勝井住民生活部長 登壇）

住民生活部長（勝井 顯） 住民生活部 勝井でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、上林議員の質問にお答えします。

まず、①の、子ども医療費制度の一部負担金については、令和5年6月議会の、同様の一般質問で上林議員に答弁させていただきましたが、再度お答えさせていただきます。

本町の子ども医療助成制度の現状でございますが、所得基準を設けず、一定以上の所得がある世帯に対しても助成を行っています。また一部負担金については、県基準に準じた制度で運営を行っております。

すべての子育て世帯を対象に助成を行っていることから、受益に対する最低限の自己負担をしていただいていると認識しているところでございます。

なお、県内の状況ですが、市町村ごとに所得基準及び一部負担金の要件が異なっている現状もございます。

続いて、②子ども医療以外の、心身障害者・重度、ひとり親についてでございますが、この所得制限についても、市町村ごとに制度が異なっております。

子育て世代の支援を拡充すべきとのことですが、本町といたしましては、子ども医療費助成について、所得制限を設けず、一定の所得のある世帯にも助成を行っていることから、受益者負担の観点から、一部負担金を継続すべきであると考えております。

また、心身障害者・重度、ひとり親の所得制限についても、県基準と同様の要件で進めていきたいと考えております。

今後も、県基準の見直しや財政支援の拡大につきまして、県内市町村と連携して県及び国への要望を行い、また県内市町村の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

6 番（上林勝美） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。上林議員。

6 番（上林勝美） 答弁ありがとうございます。福祉医療制度につきましては、本来、国の方で、できる限り支えていくべきものと考えておりますが、現在は、県や地方自治体の方で役割を担って、そういった困っている世代に対して援助を行っているというのが福祉医療でございます。これの拡充が、やはり今現在は望まれているというふうに考えております。

子どもたちは、急にケガをしたり、発熱など、病気になることが多いです。しかも、

早期に治療を施さないと重症化するリスクも高まるというふうに言われております。経済的な理由で治療を遅らせることがないように、子育て世代の負担の軽減が求められております。

県下ですが、令和6年8月1日時点で、子ども医療費一部負担金を完全撤廃している自治体は2市15町村と、43%となっております。県基準よりも何らかの形で軽減されている自治体は16。安堵町も通院制度につきましては、県基準よりも高い基準でされております。合わせると33の自治体、84%の自治体が子育て世代、経済的負担軽減に取り組んでおられます。

受益者負担の観点から、一部負担金を継続すべきとお考えですが、御存知のように、他の生駒郡3町なども一部負担金を数年前より撤廃をしており、お金の心配なく医療機関にかかるよう取り組んでおられます。

やはり、当町からも、そういった子育て世代などへのメッセージという点で、少子化が叫ばれる中、可及的速やかに一部負担金の軽減・撤廃というふうに考えますが、その点、町は、他町をにらんでということのお答えもありましたが、どのようにお考えでしょうか。

住民生活部長（勝井 顯） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。勝井住民生活部長。

住民生活部長（勝井 顯） 先ほども答弁させていただきましたが、県の基準、財政支援の拡大、変更等を考慮に入れまして、現状の段階では自己負担金制度を継続させていただきたいと考えております。

以上でございます。

6番（上林勝美） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。上林議員。

6番（上林勝美） やはり今、もう少子化が非常に叫ばれて、これ以上持続可能な社会が継続できないというふうに、支え手の減少ということで言われております。一刻の猶予もならないと思いますので、是非、一部負担金の撤廃、昨年度も橿原市、葛城市などがもう完全撤廃というふうにされており、先ほど述べましたが17市町村で実施をさ

れております。

また、子ども医療費以外の、ひとり親家庭医療費助成制度、心身障害者医療費助成制度、重度心身障害者老人等医療費助成制度につきましても、県下で十数を超える自治体で、所得制限を完全撤廃しています。県基準で所得制限を進めていくということの御回答でしたが、これらも前に進めていただきたいというふうに考えております。

国保のペナルティについてお伺いします。自治体が子ども医療費を独自に無償化、減額したような場合に、国保の国庫負担を減額する仕組みでしたが、厚労省は23年に一旦廃止をしました。しかし、今、復活の動きがあるように言われております。安堵町として、県下の自治体と協力して、子育て世代の負担軽減に逆行するようなことはするべきではないと言うべきではないですか。安堵町で制度を後退させることはありませんか。

住民生活部長（勝井 顯） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。勝井住民生活部長。

住民生活部長（勝井 顯） 現物給付が制度化される前は、現物給付をした自治体でペナルティーがあったと聞き及んでおりますが、現状の段階で、そのペナルティーがあるという情報は入っておりません。

以上でございます。

6番（上林勝美） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。上林議員。

6番（上林勝美） そういう動きは、あるというふうに聞いております。そういう国保の補助の査定において、そういう無償化をやめたとか、減額したとかいう自治体に、そういう国保の、またペナルティーを復活するような動きは、また調べていただきたいと思います。

国に対して、子ども医療費無償化制度創設を要望し、安堵町としても自己負担の完全撤廃に踏み出すべきではないですか。

国に対して、他の自治体と一緒に求めていかれますか。

住民生活部長（勝井 顯） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。勝井住民生活部長。

住民生活部長（勝井 顯） 国へ財政支援等、基準の見直し等の要望は進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

6 番（上林勝美） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。上林議員。

6 番（上林勝美） 是非、前へ進めていただきたいというふうに思います。本来なら、国の制度として無償化していくべきと考えておりますが、多くの自治体が独自に少子化対策、子育て世代支援策として、一部負担金の撤廃など、負担軽減に対策を講じています。

子ども医療費助成の一部負担金を廃止した場合及びその他の福祉医療費助成制度の所得制限を撤廃した場合、町の費用負担額を推計することはできますか。

住民生活部長（勝井 顯） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。勝井住民生活部長。

住民生活部長（勝井 顯） まず、子ども医療費助成の一部負担金を廃止した場合の費用負担額についてですが、各月の医療機関の受診件数から推計しますと約３８０万円になります。

その他の福祉医療制度の所得制限を撤廃した場合の費用負担については、申し訳ございませんが、推計することはできません。

以上でございます。

6 番（上林勝美） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。上林議員。

6 番（上林勝美） 今現在、現物給付されてるということで、非常に助かっているという声は、あちこちで聞いております。しかしながら、先ほど申し上げましたように、近隣の市町村でそういったことを、完全撤廃をしておる中で、やはりそういう世代にメッセージを送ると。安堵町はこうですよというメッセージを送るために、もう一刻の猶予も、そんなにないというふうに考えますので、一部負担金の撤廃、是非、改めて考えていただきたいと思います。

最後に、西本町長に伺います。一部負担金完全撤廃に踏み出すべき時ではないですか。お答え願います。

町長（西本安博） はい。

議長（近藤晃一） はい。西本町長。

町長（西本安博） 国の制度で、しかるべきものやということを議員さん、何度もおっしゃっております。やはり議員さん所属の党としても、このことには力を入れて、全国の自治体が同じようにできること、それが一番いいんじゃないかなという思いは、しております。それが１点。

それと、やはり子育て世代、子育て対策といういうことで、今このことについていろいろと議論をしているわけでございます。当町といたしましては、例えば学校給食。これは、すべての児童に対しての、非常に経費の軽減ということになります。それをトータルの考えた時に、私どもは、やはり小学校・中学校の学校給食、これを強力にバックアップしていきたいと思っておりますので、このことについては、当面の間、現制度でいかせていただきたい。

これはもう、子育て支援のトータル、金銭的なことも含めたトータル面で考えた時に、バランスの取れたことをしていきたいと思っておりますので、ひとつその辺も御理解のほどよろしくお願いしたいと思います。

6 番（上林勝美） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。上林議員。

6 番（上林勝美） この間、私も安堵町が給食費無償化ということで、他町に先じてされた

いうことで非常に、他町に行っても話題に上っております。そしてまた、学校の小中学校の体育館にも、まだ20%ほどの設置率ですが入れていくと。空調設備を。ということに進んでおり、そしてこの2学期から、生理用品を中学校のトイレに設置をしたというふうに、他町、よう安堵町頑張ってるね。というふうに、ほぼ先々で勉強会の折、聞く声がございます。

確かに、財政的な面もあり、西本町長おっしゃるように多面的な面で捉えるというのも大事なんですが、是非とも、この医療費についても近隣がやっておりますので、お願いをしまして、1問目は終わらせていただきます。

議長（近藤晃一）　続きまして、「2. こども誰でも通園制度について」答弁を求めます。

住民生活部長（勝井　顯）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。勝井住民生活部長。

（勝井住民生活部長　登壇）

住民生活部長（勝井　顯）　それでは、上林議員の御質問にお答えいたします。

議員仰せのとおり、令和8年4月から「こども誰でも通園制度」が全国的に本格実施となります。「こども誰でも通園制度」は、保育所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満の児童が対象で、月10時間の枠内で利用できる新たな通園制度でございます。

この制度の本格実施に向けて、本年8月12日に、奈良県主催の「こども誰でも通園制度説明会」が開催されました。その中で、こども家庭庁が作成しましたスケジュール案では、各市町村において令和7年12月議会に関係条例案を上程し、議決を求める案が示されており、本町におきましても、12月議会に向けて各担当部署と制度の内容を調整しているところでございます。

今後、本格実施に向けて、県内市町村の事務担当者に対する勉強会が予定されており、まず市町村の動向や県・国の情報を集めながら、保育教諭の配置体制を含め、どのような内容で「こども誰でも通園制度」を実施していくべきかの検討を重ねてまいりたいと考えております。

以上でございます。

6 番（上林勝美） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。上林議員。

6 番（上林勝美） ありがとうございます。こども誰でも通園制度ということで、令和8年4月1日から実施ということの運びになっております。先ほど答弁にありましたように、8月に県の勉強会をされて、今後、担当者の勉強会をしていくということで、時間的な流れを見ながら、早急に体制を取っていく必要があると考えます。

また、この制度につきましては、地方自治体の意見をあまり酌み取らずに、国主導で、こども未来戦略という中で策定された方針でありまして、本当にこれができるのか。保育士が足りない中で、できるのか。また、採算が合うのか。場所をどこでするのか。働く環境は変わらないのか。子どもさんが事故に遭わないのか。いろんな問題が山積みになっておりまして、一足には解決できない問題となっておりますが、しかしながら国の制度がありまして、条例を制定して、基準を決めて募集行為、周知行為というのをしていかなければなりません。

まず、1点目お伺いしますが、一時預かりというのが今現在、平成28年度から始まっているんですが、この、こども誰でも通園制度に限って、ニーズはどのくらいあるんですか。

住民生活部長（勝井 顯） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。勝井住民生活部長。

住民生活部長（勝井 顯） 行動計画の中で、事業の見込みといたしまして3名という見込みで計画を策定しております。

以上でございます。

6 番（上林勝美） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。上林議員。

6 番（上林勝美） まだまだ、細かな計画はできないと思いますが、3名ということで、0歳1歳2歳で1名ずつということでしょうか。

住民生活部長（勝井 顯） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。勝井住民生活部長。

住民生活部長（勝井 顯） 議員仰せのとおりでございます。

6 番（上林勝美） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。上林議員。

6 番（上林勝美） 3 名を見ていきたいというお話なんですが、現在、先ほど述べましたように、一時預かり保育というのが、すでに設置をされております。この一時預かり事業と、こども誰でも通園制度は、どこが違うのですか。

住民生活部長（勝井 顯） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。勝井部長。

住民生活部長（勝井 顯） この違いについてでございますが、こども誰でも通園制度の実施に関する手引きによりますと、一時預かり事業が、保護者の立場からの必要性に対するものであるのに対し、こども誰でも通園制度は、保護者のために預かるものではなく、家庭にいただけでは得られない様々な経験を通して子どもが成長していくように、子どもの育ちを応援することが主な目的とされております。
以上でございます。

6 番（上林勝美） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。上林議員。

6 番（上林勝美） 国からの、そういう説明がされたと思うんですが、こども誰でも通園制度は、子どものため。そして、一時預かり事業は、保護者のため。というふうな使い分けがきちりとはできないと思います。一時預かり事業も、保護者の就労などがあ

るんですけど、子どもの発育のために頑張っておられます。そして、こども誰でも通園制度、これも子どもの発達のためと、併せて保護者の負担軽減と、両面があると。国が画一的に説明している内容では説明ができないというふうに考えます。

次に、まだ詳細は決まっておらないという御回答だったんですが、少しでも、よりよい制度とするために、この議論を重ねていきたいと思います。

受入れ体制。一時預かり制度と一緒に見るのか、それとも別室、今2階になってるんですが、1階に設けてほしいんですけど、受け入れの体制は、どのように考えておられますか。

住民生活部長（勝井 顯） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。勝井部長。

住民生活部長（勝井 顯） まだ、現在検討段階ではございますが、別室に設けるか、一時預かりと一緒にを行うかを検討しているところでございます。

6 番（上林勝美） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。上林議員。

6 番（上林勝美） まだ検討段階ということで、別室でするのか、それとも一時預かりと一緒にするのかということで、そのことによりまして、保育士さんの数も、配置基準も変わってくると思うんですけど、保育士さんの確保はどのようになっていますか。

住民生活部長（勝井 顯） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。勝井部長。

住民生活部長（勝井 顯） 保育教諭の件につきましては、7月に採用試験を実施いたしまして、2名に合格を出していただきました。現状の保育教諭と合わせまして、今の時点では増員になる見込みでございます。

6 番（上林勝美） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。上林議員。

6 番（上林勝美） 新たに採用試験を実施して、2 名に通知を出したということで、まだ来てくれるかどうか。去年は全員断られたということがありましたので是非とも積極的に、お願いしたいと思います。
それで、2 名が来られて基準は達するんですか。

住民生活部長（勝井 顯） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。勝井部長。

住民生活部長（勝井 顯） こども誰でも通園制度ですけれども、最低限2 名が必要で、正職員1 名と会計年度1 名で、事業を運営していく予定としております。
以上でございます。

6 番（上林勝美） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。上林議員。

6 番（上林勝美） そしたら、2 名で免許を持った方と、それと会計年度の方と。どっちも免許持ってるんですかね。正規と常勤という形でされるということなんですが、早急にその場所の確保をしないと、一時預かりと一緒にするんかということもありますので、やっぱりその配置基準が変わってくると思いますので、早急にまた御検討をお願いしたいと思います。
そして、こども誰でも通園制度、預かる対象年齢が0 歳から2 歳。非常に低年齢の対象者となっております。この件につきまして、こういった年齢の子どもたちは、事故に遭うリスクが非常に高いというふうにされておりますが、その点も考慮されて保育教諭の配置はされるわけですか。

住民生活部長（勝井 顯） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。勝井部長。

住民生活部長（勝井 顯） 対象年齢の方が事故が多いという、一番多いのが、預かりされて最初の頃という統計データもありますので、それが対応できるような保育教諭を配置したいと考えております。

以上でございます。

6 番（上林勝美） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。上林議員。

6 番（上林勝美） 是非ベテランとか、慣れた保育教諭を配置していただきたいというふうに考えます。

それで、この制度につきましては0歳から3歳未満ということなんですが、例えば年度途中、6月1日に誕生日で3歳になりましたよという子どもさんがいました。その方は、こども誰でも通園制度から適用外になるんですが、一時預かり保育に移行はできるんですか。

住民生活部長（勝井 顯） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。勝井部長。

住民生活部長（勝井 顯） 一時預かりも要件がございますので、その要件に合えば、定員にもよりますが、移行できると考えております。

以上でございます。

6 番（上林勝美） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。上林議員。

6 番（上林勝美） 是非その保育が途切れなく続くためにも、途中で、今日3歳になったから、もう明日からダメですよというふうには絶対できませんのでね。そんなんしたら、もう大変、怒鳴り込んでこられますので。是非、継続性のある形で運営していただきたい。

そしてまた、障害のある幼児の受け入れについてはいかがですか。

住民生活部長（勝井 顯） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。勝井部長。

住民生活部長（勝井 顯） 障害のある方についても、受け入れるかどうかは、ちょっと今の時点ではお答えできませんけども、受け入れるように努力してまいりたいと考えております。

6 番（上林勝美） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。上林議員。

6 番（上林勝美） そういった方も社会的におられますので、是非、努力していただきたいというふうに考えます。

そして、詳細は、これからということなんですが、受け入れ人数は3名、利用時間については、国の基準は10時間ということで、1時間あたり300円出すということでは、とても足りないと思うんですけど、利用時間どれぐらいの、10時間でやるのか。10時間にしても2.5時間ずつ4回、週1回という形で、ほとんど毎週1回ぐらいしか来られないということになるんですけど、利用時間をどうするのか。

そして、保護者の負担については先ほど述べましたように300円というふうに基準があるんですけど、どのようにされるのか。

そしてまた、給食を出すのかということについて伺います。

住民生活部長（勝井 顯） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。勝井部長。

住民生活部長（勝井 顯） 現時点では、ちょっと詳細は決まっておりますが、まず、はじめの段階では、ある程度時間を制限して、この誰でも通園制度をスタートできればと考えておりまして、午前中になるか、そこら辺ちょっとまだ現段階ではわからないんですけど、ある程度時間を制限した形で制度をスタートできればと考えており

ます。

これは、預かるその対象者の、乳児の安全性も考慮に入れてのことでございます。
以上でございます。

6 番（上林勝美） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。上林議員。

6 番（上林勝美） 時間を制限してということは、10時間未満ということですか。

住民生活部長（勝井 顯） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。勝井部長。

住民生活部長（勝井 顯） 現段階では10時間未満を想定しております。

6 番（上林勝美） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。上林議員。

6 番（上林勝美） 最後に、西本町長に伺います。待機児童の問題もあり、容易ではありません。こども誰でも通園制度を早急に準備していかなければなりません。国の基準や利用方法で適切な保育ができるのか心配もあります。

町長としてのお考えを伺います。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。西本町長。

町長（西本安博） 今、上林議員が御心配していただいていること。これは、うちも心配しているんです。今度2名増員するということでございます。我々の頭の中では、これもあるんですけど、やはりできるだけ待機児童を少なくするという。まずそれを柱に考えておったわけでございます。それに、またこれが出てきたということで、非常

にやりくりに困っているのが現状でございます。

しかしながら、これは、国の方としては、子ども子育てというのはもう、行政の柱の、大きな柱の一つということで、こういうことを考えられたと思いますんで、できるだけ早い時期に一つのガイドラインを作っていきたい。このように思っておりますので、今のところ、これ以上ちょっと細かいことは申し上げられないのが残念なんです、できるだけ早くガイドラインを作っていきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくをお願いしたいと思います。

6 番（上林勝美） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。上林議員。

6 番（上林勝美） ありがとうございます。早急にガイドラインを設定していきたいということでありました。

こども誰でも通園制度につきまして、通常保育に影響が及ばないように、ちゃんと他の、待機児童も出さないで通常保育をやりながら、そして、こども誰でも通園制度いうのを運営していくということになりますのでね、私らも一緒に考えていきたいと思っておりますので、これで質問を終わります。ありがとうございました。

9 番（森田 瞳） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。森田瞳議員。

9 番（森田 瞳） 今、上林議員の方から、いろいろとお聞かせ願いました。いろいろと研究していただいて、なおさら結構なんですけども。先ほど最後に町長の方が、まずやはり優先的に待機児童をです、やはり何とか。以前から待機されてる方がいらっしゃる、これは事実なんです、ちょっとすいません、部長のところで待機児童、人数分かりますか。わかる範囲で結構です。

住民生活部長（勝井 顯） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。勝井部長。

住民生活部長（勝井 顯） 0歳児でちょっと双子の方で2名と、1歳児で6名という認識でございます。

9番（森田 瞳） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。森田瞳議員。

9番（森田 瞳） その中でね、やはり、もうここ2、3年、本当にこれ、いろいろ努力していただいている。ここに今現在、住民課長もいらっしゃいますが、この辺で大概努力していただいて、保育教諭の、やはり受け入れ、これがどうしても足りないということでもって、やむなく町長の本当に指針であった待機児童なし、ゼロということで目標に向かって一生懸命やっていたいただいております。

しかしながら、保育教諭の中で、やはり欠員が出たり、先ほど上林議員おっしゃったように、5名の採用内定者が誰もゼロだったと。蓋を開けてみたらゼロだったというような現状は、私そこのところに物凄いやっばり、大事なことで思うんですよ。

だから、今おっしゃってた、こども誰でも通園制度。また一時預かり制度。これも大事な、いろいろ後から出てくる、こういう制度でございますけれども、まず待機児童がですね、一人もない。やはり住民が待っておられる、子どもたちが待っておるということで、まずそこのところに着眼していただいて、しっかりその後のカバーとして一時預かり。またこども誰でも通園制度ですね。利用できる制度が繁栄していったらいいんじゃないかなと、私はそういうような考えを持っておりますので。

恐らく待機児童ゼロということで、町長も本当にしんどい目をされておりますけれども、これは何とかずっと継続的に、ゼロになるように努力していただいて、頑張っていたきたいなということを私の関連質問の中で申し添えておきます。

以上です。

議長（近藤晃一） 只今、森田瞳議員から関連で、待機児童についての御発言がありました。

これに対しまして、御答弁はよろしいですか。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。西本町長。

町長（西本安博） 森田瞳議員から今、御意見をいただきました。これ、実は私ども、まずこれを何とか解消したいということで、職員の増も考えておるわけでございます。

そこへ、これが入ってきたんで、本当にちょっと頭の中が混乱しているんですけど、優先順位をつけろということであれば、まず待機児童を何とかするというのが、基本的な考え方でございます。

併せて、これをやっていかないかんというので、何とか知恵を絞りながらやっていきたいと思いますので、御協力のほどよろしくをお願いしたいと思います。

議長（近藤晃一） はい。只今、町長から関連についての御答弁もございました。バランスよく両方しっかりとやっていただくということで、お願いしたいと思います。

以上で上林議員の一般質問を終了いたします。

議長（近藤晃一） 以上で本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は9月の19日、午前10時開会です。

本日は、これで解散いたします。

お疲れ様でした。

散 会

午後 0時01分
